

東京都青少年の健全な育成に関する条例 (抄)

制定 昭和39年 8月 1日条例第181号
最近改正 平成29年12月22日条例第 74号

(携帯電話端末等の推奨)

第5条の2 知事は、携帯電話端末又はPHS端末（これらの端末において利用可能な特定の機能があらかじめ付加された状態のものを含む。）で、青少年がインターネットを利用して青少年の健全な育成を阻害するおそれがある情報を得ることがないように必要な配慮を行っていることその他の東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な育成に配慮していると認めるものを、青少年の年齢に応じて推奨することができる。

2 知事は、インターネット接続機器（インターネットと接続する機能を有する機器であって青少年により使用されるものをいう。）に利用者が付加することができる機能で、青少年のインターネットの利用に伴う危険性の除去に資するものとして、東京都規則で定める基準に該当し、青少年を健全に育成する上で有益であると認めるものを推奨することができる。

3 知事は、前二項の規定による推奨をしようとするときは、東京都規則で定めるところにより、業界に関係を有する者、青少年の保護者、学識経験を有する者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

※ 枠内は今回改正により新設された利用者が付加することができる機能（アプリケーション）の推奨規定